

**Q.** 防犯まちづくり推進地区になると、どんな利点があるの？

**A.** 防犯まちづくりに取り組んでいることをPRします  
ステッカー配布や防犯まちづくりニュースの発行などをつうじて、防犯に取り組むまちを地域内外にアピールし、犯罪抑止につなげます。

**他の地域との交流や学習会に参加できます**

他の防犯まちづくり推進地区との交流や学習会などをつうじて、防犯まちづくり情報の入手や仲間づくりをお手伝いします。

**防犯まちづくり推進のために、関係各所への橋渡しをします**

関連事業の紹介や、関係各所への橋渡しなど、地域の皆さんとともに犯罪が起こりにくいまちの環境改善をお手伝いをします。

**Q.** 推進地区に認定されるのに、手続きが大変？

**A.** まちあるきや話し合いをしながら、認定要件を整えていきます。

**まちあるき(まちの防犯診断)...警察官OBが現場で指導**

警察官OBと一緒にまちを歩きます。ふだん気づかない防犯上の課題を防犯のプロが指導してくれます。

**話し合い(憲章づくりワークショップ)**

...防犯まちづくりの専門家と進行役がお手伝い

防犯まちづくりの専門家がアドバイザーとして、無理なく取り組める防犯まちづくりのヒントを提供。進行役は、参加者の皆さんがご負担なく憲章づくりができるようサポートします。

**その他の手続きは、区役所がお手伝い**

書類作成などの手続きは、区まちづくり課が事務局となって進めます。

問合先:足立区役所

まちづくり課防犯まちづくり係(南館4F) ☎03-3880-5435

危機管理課生活安全推進担当(南館7F) ☎03-3880-5838

平成30年4月1日作成

# みんなでまちを見直そう！

— 足立区防犯まちづくり推進地区制度のご案内 —

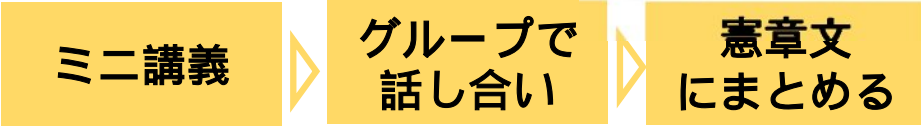


# 1 まちの防犯診断



警察OBと地域の皆さんとのまちあるきと、結果を地図にまとめる作業をして、まちの防犯上の課題を確認します。(所要時間 約2時間)

# 2 防犯まちづくり憲章づくりワークショップ



防犯まちづくりの専門家によるミニ講義を参考に、「私たちの地域はこんなまちづくりに取り組む」という内容を憲章としてまとめます。カードやシートを使いながら、進行役とともにアイデアを出し合います。(所要時間 約2.5時間)

# 3 認定書の交付

憲章作成後、認定委員会にて防犯まちづくり推進地区として認定されたら、区より認定書の交付を行います。

## こんな憲章をみなさんと作ります！

(憲章サンプル)

〇〇町会・自治会では、子どもから高齢者まで安全で安心できるまちづくりを目指し、この憲章を定めます。

1. 青パトで犯罪抑止に努めます。
2. 花とみどりを大切に育てます。
3. 散歩しながら防犯パトロールします。
4. 自転車等の駐車、交通マナーを守り、敷地内でも鍵かけします。
5. 空き家、空き地の情報を共有し、地域で見守ります。
6. 私道防犯灯のLED化をすすめます。

まちの将来像を盛り込みます

地域独自の活動を盛り込みます

## 4 地域のまちづくりにいかす ～推進地区の声～

みんなとまちについて話し合う機会になった

地域の公園花壇整備につながった

憲章を活動のチェックリストにしている

防犯まちづくり推進地区になるには  
 1.まちの防犯診断 2.憲章づくりワークショップ(いずれも実施可能・実施予定)  
 上記の2項目を実施していただき、  
 直接的な防犯活動 間接的な防犯活動 防犯性の高い環境整備  
 上記が一定基準以上満たされていることが条件となります。  
 地区の認定後、5年で認定更新となります。(認定書交付の年度より5ヶ年度)  
 その他、ヒアリングや交流会の参加等、防犯まちづくり推進にあたってご協力をお願いします。

